

令和4年6月期 定例教育委員会議

- ・開催日時 令和4年6月23日（木） 午前10時00分から
- ・開催場所 羽曳野市役所 別館3階 特別会議室
- ・出席者

教育長	村田明彦
教育長職務代理者	奥野貞一
委員	多田謙司
委員	新熊和彦
委員	古山美穂
- ・説明者

教育次長兼教育総務課長	森井克則
学校教育室長	東浩朗
生涯学習室長兼世界遺産・文化財総合管理室長兼文化財課長	吉澤則男
学校教育課長	角田浩太郎
図書館課長	南里民恵
- ・事務局

教育総務課課長補佐	萬田正英
教育総務課主査	芝池祐太
- ・議事日程
 - 日程第1 会議録署名委員の指名について
 - 日程第2 教育長月次報告
 - 日程第3 議案第12号
羽曳野市子ども読書活動推進委員の委嘱について
 - 日程第4 議案第13号
後援名義の使用許可について

日程第 5 報告第 4 号

羽曳野市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

日程第 6 その他

・ 日程調整など

開会：午前 10 時 00 分

〔 教育長 開会の挨拶 〕

日程第 1 会議録署名委員の指名について

教育長において、新熊委員を指名しました。

日程第 2 教育長月次報告

教育長から次のとおり口頭にて報告がありました。

- (1) 5 月 18 日に、市長杯ゲートボール大会が行われました。
- (2) 5 月 22 日に、市長杯ソフトボール大会が行われました。
- (3) 5 月 28 日に、連合区長会総会が行われました。
- (4) 6 月 4 日に、三市町グランドゴルフ大会が行われました。
- (5) 6 月 12 日に、市民体育祭が行われました。
- (6) 6 月 16 日に、青少年健全育成推進協議会総会が行われました。
- (7) 6 月 19 日に、ニュースポーツの集いが行われました。

日程第 3 議案第 12 号

羽曳野市子ども読書活動推進委員の委嘱について

- 図書館課長より、資料に基づき、羽曳野市子ども読書活動推進委員の委嘱について説明と報告がありました。

《図書館課長》

羽曳野市子ども読書活動推進委員の委嘱についてご説明をします。

議案第 12 号をご覧ください。

羽曳野市子ども読書活動推進委員は、羽曳野市子ども読書活動推進委員会設置規則第 3 条第 2 項により、教育委員会が委嘱する事とされています。

今回の 1 名は、委員のうち市の職員について、令和 4 年 4 月の人事異動の際、異動があったため、交代の依頼があったものです。

本来の任期は 2 年間ですが、期間は前任者の残任期間となり、今年 7 月 1 日から来年 6 月 30 日までとなります。

2 枚目の推進委員名簿のうち、網掛けの部分が今回の新規委嘱予定者となります。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

《各委員意見・質問なし》

【採 決】 本件は、全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第 4 議案第 13 号

後援名義の使用許可について

●教育総務課長補佐より資料に基づき、後援名義の使用許可について説明があり承認を求めました。

《教育総務課長補佐》

後援名義の使用許可について、ご説明させていただきます。

資料をご覧ください。新規申請事業 2 件と前回の教育委員会議以降に専決処分を行ったもの 6 件になります。

新規申請事業の 1 件目は、団体名は「こども防災協会」事業名は「こども防災 & 国際交流キャンプ」です。

資料をご覧ください。事業開始日は、令和 4 年 6 月 25 日(土)、終了日は、令和 5 年 3 月 19 日(日)までの期間です。

事業内容としましては、自然体験や冒険、こども防災に係る体験やレッスンを通して、「自分の命を守る」ことや「防災の知識、経験」を遊びの中で学べるキャンプです。「いつ」「どこで」「ひとりでもいい」。子どもが自分で自分のいのちを守るために、具体的に「判断」「行動」する力を育む事を目的としております。

近隣他市の申請情報は調書のとおりととなっております。

「羽曳野市教育委員会の後援名義使用等に関する要綱」第 2 条によりますと、許可対象事業は、次の各号のいずれにも該当すると認められるものとする」とあります。その中で第 1 号「羽曳野市内での開催又は羽曳野市若しくは近隣市町村で活動実績のある団体が主催する事業であること」「開催実績のある事業であること」とあり、今回の事業内容がその規定に該当しないと考えており、事務局意見としましては、羽曳野市教育委員会後援許可には疑義が生じる事業であると判断しております。

2 枚目以降に事業企画書、予算書の資料を添付しておりますので、ご審議いた

だきますようよろしく申し上げます。

次に新規申請事業の2件目です。

団体名は「一般社団法人パークフェスティバル協会」事業名は「エシカルフェスタ」です。

資料をご覧ください。事業日は、令和4年10月1日(土)～令和4年10月2日(日)です。

事業内容としましては、舞台発表や体験会、ワークショップなど地球環境と地域活性を意識した後援イベントです。

持続可能でより良い世界を目指すため、今、社会で必要とされている環境への配慮を知ってもらい、私たち一人一人が無理なく出来る事を身近な取り組みから知ってもらいながら、青少年の健全な発展を図るとともに地域社会への貢献、活性化を目的としております。

近隣他市の申請情報は調書のとおりとなっております。

「羽曳野市教育委員会の後援名義使用等に関する要綱」第2条第1項による許可対象事業の要件はクリアしており、なおかつ第2条第2項の「許可を行わない事業」の要件には該当しないと考えております。

又、イベント開催にあたり、新型コロナウイルス感染症対策にも配慮しており、事務局の意見としましては、審査の上後援許可を交付しても問題のない事業と判断しております。

2枚目以降に予算書等の資料を添付しておりますので、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

次に継続事業が6件ございます。

前回の教育委員会議以降に専決処分を行ったものになります。

1件目は、専決日令和4年6月1日、団体名は「新極真会 南大阪支部」、事業名は「骨髄バンクチャリティー／社会福祉チャリティー第14回大阪府空手道選手権大会」です。

2件目は、専決日令和4年6月9日、団体名は「公益社団法人日本少年野球連盟 大阪中央支部 羽曳野ボーイズ」、事業名は「第28回日本少年野球 羽曳野市長旗争奪・ダルビッシュ杯争奪大会」です。

3件目は、専決日令和4年6月14日、団体名は「羽曳野市少年軟式野球連盟」、事業名は「キッズボールパーク」です。

4件目は、専決日令和4年6月20日、団体名は「大阪府生活協同組合連合会」、事業名は「おおさかまるごと健康チャレンジ2022」です。

5件目は、専決日令和4年6月20日、団体名は「大阪府小学校国語科教育研究会」、事業名は「第47回大阪府小学校国語科教育研究大会(南河内大会)」です。

6件目は、専決日令和4年6月21日、団体名は「羽曳野市、大阪菊花会」、事業名は「第26回大阪菊花会菊花大会」です。

6件とも、後援名義使用許可実績のある団体、事業です。

説明は以上でございます。

《古山委員》

羽曳野市の要綱通りなので結果については、異議はありませんが、「こども防災」の内容はすごくいいなあと思っています。羽曳野市で開催しないから疑義が生じるというのは、納得していますが開催場所が大阪府立の青少年センター等なので大阪府教育委員会に申請して後援名義を貰えばいちいち市町村に申請しなくてもいいのかなって思っています。

大阪府教育委員会には申請しているのですか

《教育総務課主査》

団体に聞いたところ大阪府及び大阪府府下の各市教育委員会すべてに後援依頼をしているそうです。大阪府の結果は、まだ出ていないとの事です。

《古山委員》

もう一つのパークフェスティバルの方は、それぞれの市の要綱が違うのかと豊中市と八尾市に申請し、豊中市は後援許可が出ていますね。

《多田委員》

石川河川敷で開催するのに許可が出ている。

《教育長》

市によって全然違います。

《教育総務課主査》

そうですね、教育委員会に諮っていない市もあり、教育長専決で行っているところが南河内でも多いイメージではありますね。

《多田委員》

何で豊中市と八尾市なんですかね。

《教育総務課主査》

八尾市は、何となくですがこの団体さんの事務所が八尾市にあるからだと思います。豊中市は、ちょっとわからないですが、大阪府の各公園で開催しています。この前は、久宝寺でも開催しています。

《多田委員》

服部緑地でも開催していますか。

《教育総務課主査》

予定には、無かったと思います。

《教育長》

パークフェスティバルには、羽曳野の団体が出演します。

幼稚園で世話になっているヒロダンスカンパニーやはびきのチアリーディング等が参加する予定です。

《教育総務課主査》

市の方にも後援依頼をされているそうです。現在、審査中とのこと。

【採 決】本件 1 件目は、全委員一致により不承認とすることに決定しました。

本件 2 件目は、全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第 5 報告第 4 号

羽曳野市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

- 学校教育課長より、資料に基づき、羽曳野市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について説明と報告がありました。

《学校教育課長》

羽曳野市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定についての説明をさせていただきます。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年大阪府条例第 4 号）及び府立高等学校等の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（昭和 41 年大阪府教育委員会規則第 1 号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。内容としまして、障害のある職員に係る勤務時間及び休暇時間の特例の追加、勤務時間の割振りを可能とする適用範囲の拡大（修学旅行等宿泊を伴う学校行事）不妊治療休暇の削除。

本規則については、令和4年4月1日から施行する必要があったため、羽曳野市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条の規定に基づき、教育長専決により制定済みであり、本報告は、同規則第4条第2項の規定に基づく報告です。

《教育長》

分かりやすいようで分かりにくい。

もう少し説明をお願いできますか。

《学校教育課長》

勤務期間の割振りを可能とする適用範囲の拡大というのは、今までは1日単位か4時間または3時間45分が半休に当たり、その単位でしか割振ることが出来ませんでした。1時間単位で取れるようになり適用範囲が広くなりました。不妊治療の休暇削除というのは、私も最初これどういうことかなと思ったんですが、今までは無給だったものが有給として扱われるようになり適用範囲が広くなりました。

最後に障害のある職員については、安定的に職業を進めていけることの雇用促進が追加されて、適用範囲が広がったということです。

《古山委員》

大阪府が改正したので市町村もそれに合わせて改正するという事ですね。

《学校教育課長》

はい。その通りです。

《教育長》

宿泊の時も3時間45分と4時間単位だったのが1時間単位でも取れるようになる。

《学校教育課長》

そうです。

《教育長》

いろんなパターンができるようになるっていうことですね。

管理職も宿泊の時は手当が出るの。

《学校教育室室長》

手当がつくようになりました。

日程第6 その他

- (1) 令和4年アサガオ教室試行運営計画について報告がありました。
- (2) 学校教育室長より、学校園における新型コロナウイルス感染症に関する諸般の報告がありました。
- (3) 事務局より、今後の日程について連絡がありました。

教育長より次回の7月定例教育委員会議を、7月14日（木）に予定することを通知しました。

〔 教育長 閉会の挨拶 〕

閉会：午前11時10分